

別表第17（第3条，第9条関係）：遺伝子組換え対象加工食品

対象農産物	加工食品
大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	① 豆腐・油揚げ類 ② 凍り豆腐，おから及びゆば ③ 納豆 ④ 豆乳類 ⑤ みそ ⑥ 大豆煮豆 ⑦ 大豆缶詰及び大豆瓶詰 ⑧ きなこ ⑨ 大豆いり豆 ⑩ ①から⑨までに掲げるものを主な原材料とするもの ⑪ 調理用の大豆を主な原材料とするもの ⑫ 大豆粉を主な原材料とするもの ⑬ 大豆たんぱくを主な原材料とするもの ⑭ 枝豆を主な原材料とするもの ⑮ 大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	① コーンスナック菓子 ② コーンスターチ ③ ポップコーン ④ 冷凍とうもろこし ⑤ とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 ⑥ コーンフラワーを主な原材料とするもの ⑦ コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。） ⑧ 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの ⑨ ①から⑤までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	① ポテトスナック菓子 ② 乾燥ばれいしょ ③ 冷凍ばれいしょ ④ ばれいしょでん粉 ⑤ 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの ⑥ ①から④までに掲げるものを主な原材料とするもの
なたね	
綿実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの